

-4°C 水道凍結に注意!

これから寒さが厳しくなり、気温が氷点下4度以下になると、水道管の凍結が心配されます。凍結防止用保温ヒーターのコンセントを確実に差し込むなど、保温対策を忘れずに行ってください。

水道管が凍結したら

メーターボックス内の水抜き栓で水を抜き、メーターや蛇口を保温してください。

水道管に直接お湯をかけると破裂する恐れがありますので、凍った箇所にはタオルなどをあて、少しずつお湯をかけてください。

水道管が破裂したら

水抜き栓で水を止め、町指定給水装置工事業者に連絡してください。給水装置の工事は、個人が無断で行うことはできませんので、必ず給水装置工事業者にご相談ください。



水道に関する
相談・問い合わせ先

上下水道事業所 ☎46-5600
南三陸町ウォーターサービス
☎0120-037-132

南三陸町指定給水装置工事業者 (南三陸町内分) ※順不同

- (有) 阿部水道設備 ☎36-3054
- 旭洋設備工業(株) ☎46-3412
- 行場工業所 ☎46-2269
- 佐藤水道 ☎46-3557
- (有) サト一設備工業所 ☎46-3735
- 小山設備 ☎46-9359
- (有) 丸伊商事 ☎46-2121
- (株) 日幸商会 ☎46-5817
- (有) 星企画 ☎46-9909
- (有) ナカノ電気商会 ☎36-2072
- 阿部設備工業 ☎36-2161
- 丸善設備 ☎36-3675
- (有) スガワラ電化 ☎46-5458
- 中西電気商会 ☎36-2720
- (有) リアス・エンジニアリング ☎46-5363
- 山庄建設(株) ☎36-2077
- (有) 三浦ガス設備 ☎36-2355
- (有) 熊谷住設 ☎36-2515
- タカツギ電気工事 ☎46-3709
- (有) イー・エム工業 ☎46-8870
- 丸伊伊藤屋(株) ☎46-3055
- 山健重機 ☎46-6750

～選挙管理委員会・農業委員会からのお知らせ～ 「農業委員会委員選挙人名簿登載申請」について

農業委員会委員選挙人名簿の登載については、毎年1月1日現在の状況により1月10日までに申請書を提出することになっています。

あらかじめ対象になるとと思われる方(世帯)には、12月中旬に農政推進員を通じて申請書を配布していますが、選挙権を有する者として該当する方(世帯)で、お手元に申請書が配布されないという場合は、選挙管理委員会事務局または農業委員会事務局まで至急ご連絡ください。

選挙権を有する者とは
農業委員会の区域内に住所を有する次に掲げる者で20歳以上(※)の者

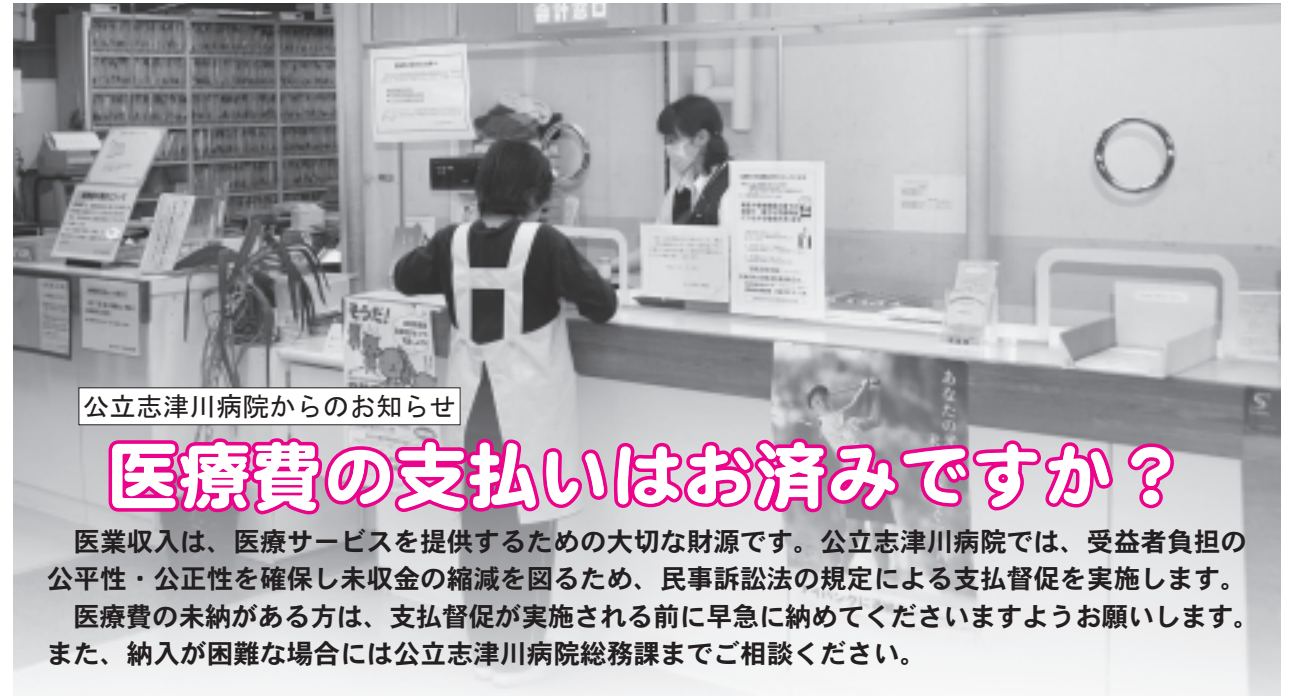
- ①10アール以上の農地につき耕作の業務を営む者
- ②上記の者の同居の親族またはその配偶者(耕作に従事する日数が年間おおむね60日に達しないと農業委員会が認めた者を除く。)
- ③10アール以上の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主(耕作に従事する日数が年間おおむね60日に達しないと農業委員会が認めた者を除く。)

※平成2年4月1日以前に出生した方が対象となります。

問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎46-1370
農業委員会事務局 ☎46-1379

固定資産評価審査委員会の異動

11月18日(水)に固定資産評価審査委員会が開催され、委員の互選により、委員長に千葉力さん(☎栢沢)、委員長職務代理者に高橋祐子さん(☎本浜町)が選任されました。
※固定資産評価審査委員会は、地方税法に基づき、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために組織された執行機関で、3人の委員で構成されています。



公立志津川病院からのお知らせ

医療費の支払いはお済みですか?

医療収入は、医療サービスを提供するための大切な財源です。公立志津川病院では、受益者負担の公平性・公正性を確保し未収金の縮減を図るため、民事訴訟法の規定による支払督促を実施します。

医療費の未納がある方は、支払督促が実施される前に早急に納めてくださいますようお願いいたします。また、納入が困難な場合には公立志津川病院総務課までご相談ください。

支払督促に関するQ&A

Q: 支払督促とはどのような制度ですか?

A: 支払督促とは、債権者が債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に申立を行い、裁判所書記官が債務者に対して督促を行うものです。支払督促が確定すると、確定判決と同一の効力を有し、強制徴収が可能となります。

Q: 支払督促を受けた場合はどうしたらいいの?

A: 支払督促は、申立人の申立内容だけを審査して、相手方に金銭の支払いを命ずるものです。この支払督促に不服があれば、異議を申し立てることができます。異議を申し立てることができる期間は、支払督促を受け取った日の翌日から数えて2週間以内です。2週間以内に異議の申立てをしないと支払督促に仮執行宣言が付され、直ちに強制執行を受けることがあります。

Q: 未納者全てが支払督促の対象となるのですか?

A: 支払督促の対象者は、理不尽な理由で支払わない方や納付交渉に応じない方、支払能力があるにも関わらず支払わない方などを対象に行う予定です。

問い合わせ 公立志津川病院総務課 ☎46-3646

なぜなにシリーズ⑩ エコのコツ



新年を迎え、今年1年の「エコ目標」を立ててみてはいかがでしょうか。今月は、「わたしのe行動(eco do!)宣言」についてご紹介いたします。
なぜなにシリーズは、ごみの減量と3R推進に努めるとともに、限りある資源を大切に使い、身近なところから環境全般についてみんなで考えるシリーズです。

わたしのe行動(eco do!)宣言

宮城県では、環境に配慮した行動を実践している方やこれから始めようとしている方を対象に、積極的に環境配慮行動への取り組みを宣言していただく場として「わたしのe行動(eco do!)宣言」を設けています。
選択項目25項目から、実践できるものや取り組みたいと思うものを5つ以上選んで、登録依頼票を送付すると、県から登録書が届きます。登録することが条件となっているエコカー補助金などもありますので、環境にe(いい)行動を宣言し、実践してみませんか?
※登録依頼票は、環境対策課にあります。

<選択項目の一部を紹介します>

□買い物に行くときは、マイバックを持参し、不要な

レジ袋はもらいません。

- 近距離は車の使用を控え、歩いたり、自転車を使用します。
- 冷蔵庫にはものを詰め過ぎないようにします。
- 水道やシャワーの蛇口をこまめに止めます。
- ごみは種類ごとにきちんと分類し、市町村のリサイクルに協力します。

「わたしのe行動(eco do!)宣言」の問い合わせは宮城県環境生活部環境政策課「みやぎe行動(eco do!)宣言」係

☎022-211-2663 FAX 022-211-2669

Eメール kankyo-s@prif.miyagi.jp

ホームページ <http://www.prif.miyagi.jp/kankyo-s/>

※廃棄物全般や環境について、このコーナーで取り上げてもらいたいことがありましたら、環境対策課までご連絡ください。

◇問い合わせ 環境対策課 電話46-5528 FAX46-5529 Eメール s-kanri@town.minamisanriku.miyagi.jp